

高度人材に対するポイント制による優遇制度導入

高度人材ポイント制の概要

現行の外国人受入れの範囲内で、イノベーションによる経済成長や新たな需要と雇用の創造に資することが期待される**高度人材**の受入れを促進するため、高度人材に対し**ポイント制**を活用した**出入国管理上の優遇措置**を講ずる制度を導入。高度人材の活動内容を①**学術研究活動**、②**高度専門・技術活動**、③**経営・管理活動**に分類し、それぞれの特性に応じて、「学歴」、「職歴」、「年収」、などの項目ごとにポイントを設定、**ポイントの合計が一定点数に達した場合に、出入国管理上の優遇措置を与える**ことにより、高度人材の我が国への受入れ促進を図る。

問題点

高度人材ポイント制においては、高度人材の活動類型のうち ①学術研究活動、②高度専門・技術活動を行おうとする者に係る研究実績についてポイント評価の対象とする※

【評価を行う研究実績】

特許... (無料公開の) 特許公報データベースにより現状でも審査可能

グラント獲得実績... 助成金給付決定通知等の資料により現状でも審査可能

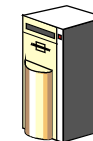
研究論文... 学術研究実績評価についての知見がなく、一定の学術的価値がある論文かどうかについて、現状では審査不能



対応策

民間情報会社が運営する学術研究論文データベースをポイント評価に活用

入国・在留審査の際、研究論文について、迅速・客観的・画一的なポイント評価が可能



優秀な研究実績を有する高度人材増加

イノベーションによる経済成長
新たな需要と雇用の創造

※高度人材受入推進会議報告書(平成21年9月)及び第四次出入国管理基本計画において、研究実績についてポイント評価の対象にするとされている。

